平成21年10月27日

資料

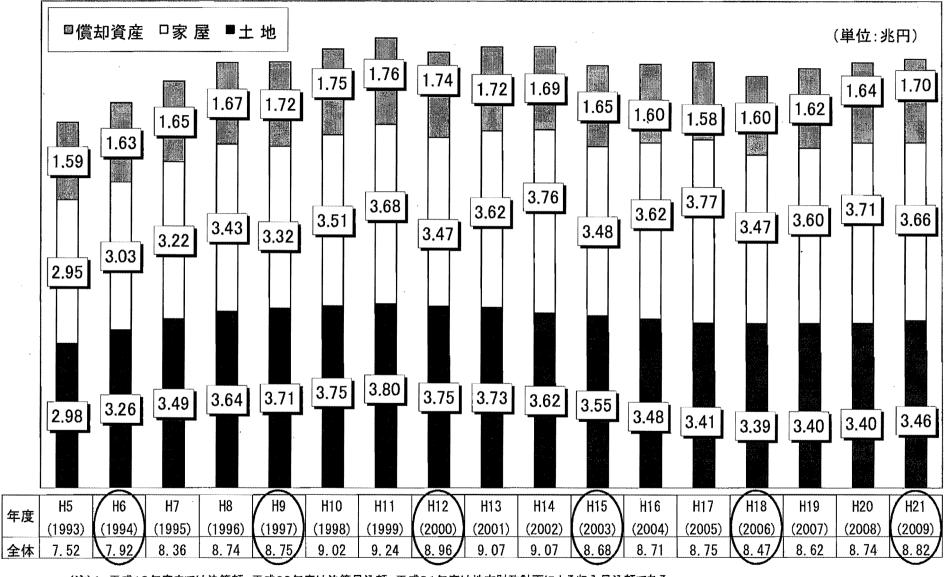
(資産税等[地方税])

固定資産税の概要

課税主体	全市町村 (東京都23区の区域内は東京都が課税)
課税客体	土地、家屋及び償却資産 (土地:1 億 7,863万筆、家屋:5,955万棟)
納税義務者	土地、家屋又は償却資産の所有者 (土地:3,899万人、家屋:3,876万人、償却資産:395万人)
課税標準	価格(適正な時価) ※ 土地及び家屋は3年ごとに評価替え (平成21年度に評価替えを実施)
税率	標準税率 1. 4%
税収	8兆7,432億円(平成20年度決算見込額)

[※]税収以外のデータは、平成20年度実績。

固定資産税収の動向

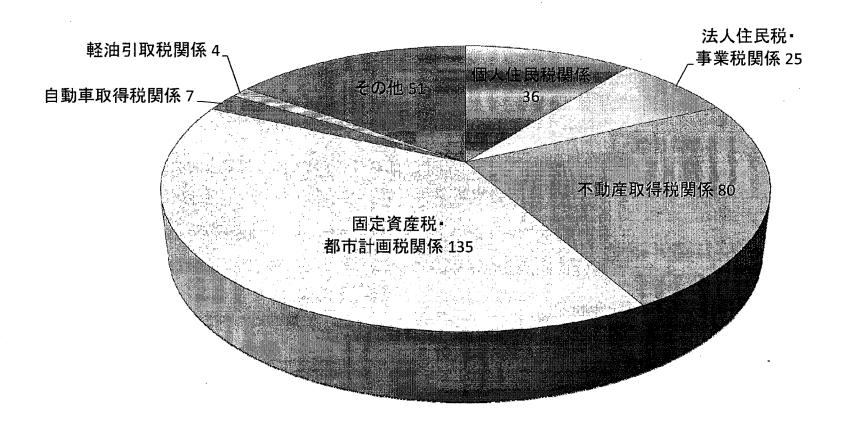


- (注)1 平成19年度までは決算額、平成20年度は決算見込額、平成21年度は地方財政計画による収入見込額である。
 - 2 丸がついた年度は、評価替え年度である。
 - 3 大規模償却資産に係る道府県分は含まれていない。

不動産取得税の概要

項目	内容
1. 課税主体	都道府県
2. 納税義務者	不動産の取得者
3. 課税客体	不動産(家屋・土地)の取得
4. 課税標準	取得時における不動産の価格(評価額)
5. 税 率	住宅
	住宅以外
6. 住宅等に係る特例	<住宅・住宅用地の特例> 住 宅:課税標準の特例措置 1,200万円を控除(中古住宅については、住宅の新築時期により最高1,200万円まで控除)
	住宅用地:税額の減額措置 床面積の2倍の面積(200㎡限度)までの分の住宅用地については実質非課税 <住宅用地・商業地等の特例> 住宅用地、商業地等については課税標準を評価額の1/2に圧縮
7. 税 収	税額 = 固定資産税評価額 (地価公示×70%) × 1/2 × 税率 (H24. 3. 31まで)
7. 1/1. 1/2	4, 453億円(平成20年度決算見込額)

地方税法による特例措置(338項目)の概要



- (注1) 上記のほか、国の租税特別措置の直接の影響を受けるものが、個人住民税関係で所得税関係111件中41件、法人 二税関係で法人税関係92件中88件ある。
- (注2) 平成21年6月26日までの公布法令に基づいている。

固定資産税・不動産取得税に係る主な特例措置

【固定資産税関係】135項目(うち41項目が平成21年度末に適用期限到来)

※○ 新築住宅に係る特例措置 (H21減収見込額:▲1,540億円程度)

新築住宅に対する固定資産税を最初の3年間(中高層耐火建築物であるものについては最初の5年間)1/2に軽減する。 (H22.3.31新築分まで)

- 一般電気事業者等が新設した変電所又は送電施設に係る特例措置 (H21減収見込額:▲150億円程度)
 一般電気事業者等が新たに建設した変電所又は送電施設の用に供する一定の償却資産に対する固定資産税の課税標準を最初の5年間1/3、その後の5年間2/3(変電所は最初の5年間3/5、その後の5年間3/4)に軽減する。
- 国際路線に就航する航空機に係る特例措置 (H21減収見込額:▲110億円程度)
 国際路線に就航する一定の航空機で航空法の許可を受けた者が運航するものに対する固定資産税の課税標準を1/5(国際路線専用機は1/10、国際路線準専用機は2/15)に軽減する。
- ※ 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る特例措置 (H21減収見込額: ▲100億円程度) 公共の危害防止のために設置されたばい煙処理施設、ごみ処理施設等に対する固定資産税の課税標準を1/6~3/4に軽減する。 (H22.3.31取得分まで)

【不動産取得税関係】 80項目(うち25項目が平成21年度末に適用期限到来)

- 宅地評価土地の取得に係る特例措置 (H21減収見込額: ▲3,350億円程度) 宅地評価土地を取得した場合には、課税標準を1/2に軽減する。(H24.3.31取得分まで)
- 住宅及び土地の取得に係る税率の特例措置 (H21減収見込額: ▲1,150億円程度)
 住宅又は土地を取得した場合には、税率を3/100(本則4/100)に軽減する。(H24.3.31取得分まで)

(※印の付いている特例措置は、平成21年度末に適用期限が到来するもの)